

会 議 記 録

会議名称		第41回杉並区環境清掃審議会
日時		平成22年3月29日(月)午後2時～午後4時17分
場所		区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	委員名	丸田会長、青山委員、石川委員、岸委員、山室委員、木村委員、櫻田委員、田中委員、松木委員、内藤委員、境原委員、井上委員、小池委員、大澤委員、夏目委員、岩島委員、安斉委員、井口委員 <div style="text-align: right;">(18名)</div>
	区側	環境清掃部長、環境課長、清掃管理課長、環境都市推進課長、都市計画課長、杉並清掃事務所長、建築課長、方南支所担当課長、みどり公園課長
傍聴者数		2名
配付資料等	事前	第40回杉並区環境清掃審議会会議録(案) 杉並区環境基本計画の改定案の策定等について 杉並区みどりの基本計画の改定について 「緑確保の総合的な方針(案)」の策定について 「杉並区みどりの基金」の運営状況について 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化)
	当日	席次表 第41回杉並区環境清掃審議会 次第 太陽エネルギー利用機器及び省エネルギー機器導入助成制度の案内について 杉並の清掃事業について 杉並区環境基本計画改定案に対する区民意見の提出状況について 杉並区環境白書資料編について
会議次第		第41回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第40回会議録(案)の確認 3 会議内容 報告事項 (1)杉並区環境基本計画の改定案の策定等について (2)杉並区みどりの基本計画の改定について (3)「緑確保の総合的な方針(案)」の策定について (4)「杉並区みどりの基金」の運営状況について (5)一定規模以上の開発等に係る報告(緑化)について 4 その他 5 次回の開催予定

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 主要な発言 および 会議の内容 </p>	<p>第41回杉並区環境清掃審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長あいさつ 2 第40回会議録（案）の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・確認して（案）をとる。 3 会議内容 <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「杉並区環境基本計画の改定案」の策定等について (2) 「杉並区みどりの基本計画」の改定について (3) 「緑確保の総合的な方針（案）」の策定について (4) 「杉並区みどりの基金」の運営状況について (5) 一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電、ソーラーシステム、太陽熱温水器、高効率給湯器の助成について。 (2) 杉並区清掃事業を年度別にホームページ上に掲載。 5 次回の開催予定 <p style="text-align: center;">平成22年5月17日（月）開催予定</p>
--	--

発言者	第41回環境清掃審議会発言要旨 平成22年3月29日(月) 発言要旨
環境課長	<p>皆さん、こんにちは。お寒い中、ありがとうございます。</p> <p>ただいまから環境清掃審議会を開会させていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、委員の皆様方の出席状況についてご報告をさせていただきます。</p> <p>今現在、出席数17名でございます。事前に欠席の報告をいただいております方は2名でございます。過半数、定足数に達してございますので、この会議は有効に成立をしております。</p> <p>なお、本日、傍聴希望者でございますが、現時点で1名でございます。</p> <p>それでは、最後に報告事項に関する資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、事前配付させていただきました資料でございますが、5点ございます。</p> <p>「杉並区環境基本計画の改定案の策定等について」「杉並区みどりの基本計画の改定について」「緑確保の総合的な方針(案)の策定」と今後の進め方について、「杉並区みどりの基金」の運営状況について、最後が「一定規模以上の開発等に係る報告」についてでございます。</p> <p>また、本日席上配付させていただきました資料は4点ございます。「太陽エネルギー利用機器及び省エネルギー機器導入助成制度の案内について」「杉並の清掃事業について」「杉並区環境基本計画改定案に対する区民意見の提出状況について」、最後が「杉並区環境白書資料編について」でございます。</p> <p>どうぞご確認をいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会長、議事進行をよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。年度末の押し迫ったお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>只今から第41回の杉並区環境清掃審議会を開催したいと思います。</p> <p>では、最初に第40回杉並区環境清掃審議会会議録(案)の確認ということで、事前にご送付させていただいております会議録(案)につきまして何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>「(案)」をとらせていただきます。どうもありがとうございます。</p> <p>では、審議会の内容に入ってまいりまして、今日は報告事項が5点ございます。まず第1に「杉並区環境基本計画の改定案の策定等について」ということで、環境課長からご説明のほどお願いいたします。</p>

<p>環境課長</p>	<p>それでは、「杉並区環境基本計画の改定案の策定等について」ご説明をさせていただきます。内容をまとめてかいつまんでご説明させていただきますが、しばらくお時間をいただきます。</p> <p>杉並区環境基本計画の改定案につきましては、昨年9月、当審議会において未定稿という形で一度ご意見をいただき、10月を目途に策定をする予定でございました。その後、政権交代による国の環境政策をめぐる変革など国内外の動向をできる限り踏まえた上で、環境先進都市にふさわしい計画とする必要から改定作業を一時保留してございましたが、このたび区の新年度予算も確定したために、事前配付した冊子のとおり本日お示しをするものでございます。</p> <p>なお、改定案につきましては、現在、自治基本条例によるパブリックコメントを4月9日までの期間実施をしてございます。</p> <p>なお、本日はこれまでの区民意見を資料にまとめてございます。当日配付させていただきましたので、後ほど参考にさせていただければと存じます。</p> <p>それでは、まず改定案の全体像について簡単にご説明させていただきます。かがみの文章をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>区の計画の改定の基本的な考え方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現行計画の事務事業の進捗状況や成果及び新たな地球温暖化対策に関する国内外の動向を踏まえまして改定をするものでございます。</p> <p>さらに、本日、この環境基本計画に基づき、区内一事業者としてこの区役所が率先して環境配慮行動に取り組んでいくために、区役所における新たなエネルギー管理指針を策定してまいります。これについては、杉並区環境省エネ対策実施プランとして冊子にまとめてございますので、こちらについても後ほどご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、環境基本計画の改定案についてですが、その大きな特徴としては、1枚ぺらの計画の概要のところでございますが、地球温暖化の原因でもある化石燃料に可能な限り依存しない脱石油社会の実現に向けた取り組み、これを何よりも第一に取り上げ、住宅都市としての特徴を生かしてその責務を果たしていくこととさせていただきます。</p> <p>この特徴を踏まえまして、第1章から順を追って簡単に説明させていただきます。改定案の本編及び本日は概要版A4の1枚カラーをつけましたので、そちらをご覧いただきながら説明を聞いていただきたいと存じます。</p> <p>まず、第1章でございますが、本編で言いますと2ページから3ページのとこ</p>
-------------	--

るでございます。環境基本計画が目指す杉並区の将来像について、具体例を挙げてわかりやすく4点でまとめてございます。特にここにつきましては、9月にもいただきました意見を踏まえて、この環境先進都市としてのイメージをよりわかりやすく記載をしております。

次に第2章では、これまでの環境基本計画に基づく環境施策の総括、これを5ページ、6ページで行うとともに、計画の策定に向けての今後の課題を7ページ、8ページにこちらの4点でまとめてございます。

この7ページ、8ページの内容ですが、先ほど申し上げた脱石油社会に向けた施策の実践、これが第一でございます。具体的事業としては、本日配付した資料にもございますが、住宅用太陽光エネルギーの利用機器及び省エネ機器導入助成等をさらに拡充をしていくこと等でございます。あわせて大気汚染等に対する取り組み、緑化対策、さらには協働による美しく清潔なまちづくりへの取り組みを上げてございます。

具体的な事務事業につきましては、第3章、9ページからになります。

まず、その内訳でございますが、11ページの表をご覧ください。この中で大きく基本目標を5つとし、そのもとに具体的な施策をつなげ、さらに関連する事務事業を結びつけてございます。事業数にして111事業ございますが、この中では現行計画により事業を開始し、既に経常的に運用されているもの、あるいは目的を達成したものなどを計画事業から削除するとともに、類似事業を統合し、効率的な運用を目指すなど、今回の改定では事務事業の大幅な整理を行ってございます。

なお、目標ごとの事務事業につきましては13ページから15ページのとおりでございます。

また、その中の主な事業につきましては、1枚ぺらの概要版の3の表のところにあわせてまとめてございます。

16ページからは、各基本目標の説明とそれぞれの環境目標、区民、事業者の役割を明確にするとともに、行政の取り組みについても成果目標を数値化して定めてございます。特に、環境目標の到達年度につきましては、こちらの9月の審議会でご意見をいただきましたが、より一層この年度についても明確化をしております。

また、111の具体的な事務事業について、それぞれ3けたの番号を付して説明をしております。時間の都合もございまして、各事業についての説明は省略い

たしますが、各ページに事業の実態にかかわる統計数値、関連写真、さらには専門用語の解説などをコラム形式でまとめるなど、見てわかる、そういった編集に努めたところでございます。

最後の第4章、50ページをお開きください。計画の実効性を高めるために、こちらはPDCAによるマネジメントサイクル、これを活用して運用していくとともに、計画の進捗状況や成果を区議会あるいはまた環境清掃審議会を初め多くの区民の皆さんに公表し、ご意見をいただいでいく、そういった所存でございます。

大分駆け足になりましたが、全体を通じた説明は以上でございますが、特に大きな修正点といたしましては、現行計画及び9月にお示した案では「4つの挑戦」というのがございました。今回の案ではこれを外してございます。

その理由でございますが、改定案では、先ほど見ていただきました冒頭2ページ、3ページにあるように、杉並区の目指すべき将来像を明確にして、それに向けて基本目標を掲げ、そのもとに具体的な施策を結び、さらに111の事業をつなげてございます。

こちらのほうにつきましては、もう一度12ページに戻っていただきたいと存じます。こちらのほうに全体の体系をお示ししてございます。このようないわゆる上から下へ流れる体系の中でこの「4つの挑戦」の位置づけがやや不明確になるということ、また将来に向けて各基本目標の中に、これは16ページ以降になりますが、区民、事業者、行政の役割をより明確にわかりやすく記載したということ、また逆に言えば、区民皆さん一人一人がこの2ページ、3ページの将来像に向けて何を行うのかをお考えいただくということもあり、あえて今回は「4つの挑戦」を外したものでございます。この点につきましても後ほどご意見を賜ればと思っております。

ここでかがみの資料に戻っていただきまして、裏面の4をご覧ください。

環境基本計画に関する今後のスケジュールについて簡単にご説明いたします。

先ほども申し上げましたが、現在パブリックコメントを行っているところでございます。その後、これにかかわる必要な修正を加えた上で、年度を越えますが、本審議会でのご意見も踏まえて4月中には計画の決定、公表を行ってまいりたいと思っております。

大変簡単ですが、環境基本計画についての説明は以上です。

もう一つ、続きまして先ほど申し上げたISO14001にかかわる区役所の新たな

	<p>エネルギー管理指針について簡単にご説明いたします。</p> <p>こちらも冊子を事前配付してございますが、先ほど見ていただいたスケジュールの上のところ、かがみの資料3をご覧ください。</p> <p>まず、この管理指針の仮称でございますが、「杉並区環境・省エネ対策実施プラン」としてございます。既にこれは皆さんもご承知のとおり、国の省エネ法や東京都の環境確保条例の改正によるエネルギー使用量等の削減の義務化に伴い、これまでISO14001、環境マネジメントシステムにより対策を講じてまいりましたが、その対策の成果や課題を踏まえて、今度は区独自の環境・省エネ対策の基本指針として22年度より実施をするものでございます。実施プランの計画期間は平成22年度、来年度から26年度までの5年とし、先ほど申し上げた関係法令等に規定された区の責務を達成する削減目標を資料中段の表のとおり定めてございます。</p> <p>この実施プランを着実に実施することで環境先進都市である自治体として脱石油社会に向けた責務を着実に果たしていく、そういった所存でございます。</p> <p>以上、大変簡単でございますが、環境基本計画及び区役所が今後実践する環境・省エネ対策実施プランについてご説明をいたしました。</p> <p>私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>F委員、どうぞ。</p> <p>確かにこの環境基本計画はすばらしいものですが、現実に戻って、例えば緑化運動を進める場合、各家庭で木を植える、生け垣をつくる、そういった場合、必ずついて回るのが後の手入れですね。ということは、落ち葉や裁断くずだとか、たくさん出るわけです。そういった手入れに関する費用というのは非常にばかにならない。造園業者の値段も非常に上がってきて、恐らく1世帯3万から6万円、1回にそのくらいの金額をかけないとこの環境美化ということにはつながってこないのです。家庭の負担というのは非常に大きくなるわけです。そういった負担についての支援対策を今後どのように考えていくか。美化推進と同時にそういった支援対策も必要ではないかと思いますが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。</p> <p>はい、みどり公園課長、どうぞ。</p>
会 長	
F 委 員	
会 長	

みどり公園課長	<p>緑を維持していくのは非常に費用がかかります。いろいろな意味でいけば、後ほど「みどりの基本計画の改定」でも、また申し上げますが、民間の協力というか、個人個人の協力がないと杉並は緑豊かな都市であり得ないというのも事実だと思います。どこまでこういったものに支援をできるかというのは、今までも絶えず課題でしたし、今後も課題と考えております。その中で例えば保護樹木、樹林等については、清掃事業等の協力を得ながら、落ち葉の時期については処理者あてに連絡をして集中的に収集をしたりもしています。そういったできる範囲の中で何ができるかを今後も検討していきたいと思っています。</p>
会 長	杉並清掃事務所長。
杉並清掃事務所長	<p>樹木剪定の剪定後の枝葉につきましては、年4回でございますけれども、10袋まで無料で清掃事務所のほうで収集させていただいております。3袋まででしたら、回数に限定しませんで、集積所のほうに出していただければ杉並区のほうで回収させていただくということになってございます。</p>
F 委 員	<p>もうちょっと収集方法について、細かいことで申しわけないのですが、現在では袋の容量45リットルを基準にしている、90リットルとか大きくなると回収してもらえないという苦情が地域から出ています。確かに45リットル2袋でいいのですが、それでは済まない量が、くずがいっぱい出るわけですね。なぜ90リットルがだめなのか。45リットルでないといけないのか。これは清掃事務との関係になると思うのですが、もう少しその辺をお聞きしたいと思います。よろしく願いします。</p>
会 長	杉並清掃事務所長。
杉並清掃事務所長	<p>45リットルの袋に統一させていただいておりますけれども、そういったケースがございましたら、また清掃事務所のほうに直接お問い合わせいただければ、こちらのほうで対応してまいりたいと考えてございます。</p>
F 委 員	ありがとうございます。以上です。
会 長	<p>では、ほかの方で。 R委員、どうぞ。</p>
R 委 員	<p>不勉強でまことに恐縮ですが、昨年、実施計画の見直しを審議会で行いまして、今回またこの改定案ということで出てきたので、先ほどのご説明で、特にここが変わったよというところが4番目でしたか5番目でしたか、前回の改定案のときの最後の章が大きく変わったというご説明がありました。もう一度どこがどう変わったのかというのを、かいつまんで「ここが変わった」というポイント</p>

<p>会長 環境課長</p>	<p>を、ご説明いただけたらと思うのですが。同じだというのは大変たくさんあるでしょうから結構ですが、変わったところだけもう一度、お願いします。</p> <p>環境課長。</p> <p>9月の審議会ではいろいろご質問いただき、あるいはまたご意見いただいた中で、まず1つは、この環境基本計画の一番の柱でもある一番最初の杉並区の将来像のところ、2ページから3ページのところでございます。特にここでは大きく4つのポイントを示して、区の将来像を示してございますが、ここの内容を特に2ページのどちらかというところの絵の部分、ここを含めてよりわかりやすく環境先進都市のイメージが膨らむような形で少し文言を増やしてございます。これが大きな1点目。</p>
<p>会長 R委員</p>	<p>それから、もう一つは、16ページ以降になりますけれども、各基本目標ごとのそれぞれの記述の中で、特に行政の取り組み、例えば基本目標のIで言いますと17ページのところです。 「持続的発展が可能なまちをつくる」、これが基本目標のIですが、そこでの行政の取り組みについて、あるいはまた大きな環境目標についても、その基本目標の年度をより明確に示したと。今回、環境目標につきましてはすべての基本目標に関して載っていますけれども、具体的にそれを数値化していく。特に先ほど申し上げた行政の取り組みについては、何年度までにどのぐらいやるのかというのを定量的に数字であらわしたというところが大きな違いでございます。</p>
<p>会長 R委員</p>	<p>R委員、どうぞ。</p> <p>それともう一点、先ほど一事業所として計画をまとめたという一言がございましたが、その一事業所という意味合いをどう理解したらいいのかというところでお願います。</p>
<p>会長 環境都市推進課長</p>	<p>環境都市推進課長。</p> <p>区が区内にある多くの事業所と同じく一つの事業所として省エネに取り組んでいく、温室効果ガスの削減に取り組んでいくということでございます。省エネ法と環境確保条例の適用を受ける事業者として実行していくということでございます。</p>
<p>会長 R委員</p>	<p>R委員。</p> <p>今の質問内容そのものなので引き続きお願いしたいのですが、当然一事業所という今のご説明で単純に理解できるのですが、そのほかに行政という観点から今の一事業所という意味合いプラス、自分たちが考えてやるというだけではなく</p>

	<p>て、やってもらうとかやらせるとか方向を示すとか、いろいろな意味合いもあるのかと思うのですが、その辺がどういうふうに展開されているのか、あるいは展開するという基本計画になるのかというところをもう少しご説明いただければと思います。</p>
会 長	環境都市推進課長。
環境都市推進課長	<p>環境・省エネ対策実施プランにおきましては、区の事業者としての立場と、それから区の事業をともに行う指定管理者や委託事業者等に関してこの実施プランの適用範囲ということで協力して削減を行っていただくということを考えております。その他につきましては、環境基本計画のほうで事業者に対する働きかけ等を行っていくということでございます。</p>
R 委 員	それは従来の考え方と同じと、こういうイメージですね。わかりました。ありがとうございました。
会 長	<p>では、ほかの方。 T委員、どうぞ。</p>
T 委 員	<p>環境目標のところですけども、全体を見まして、ページの27、ページの33、ページの43ですが、これはいずれも「思う」とか、「割合」とか、「感じる」とか、非常にあいまいな目標値と私は感じるのです。40ページはそういう感じになるんですけど、ほかのものは、団体数が一部入っていたりして、多少そういう定量的なものとかははっきりしたものがあるのですが、この辺は目標として上げたときに非常に動きやすいとか、左右されやすい、アンケートのとり方一つで変わってしまう、それは適切な目標かどうかというのを少々議論していただいたほうがいいのかと思っています。</p>
会 長	環境課長。
環 境 課 長	<p>まさにそういうご指摘のとおりだと思っています。先ほどのR委員の説明の中で、なるべく定量的な客観的な動きを定めるべきということで、この間かなりここに盛り込んだつもりですが、どうしてもその環境目標の中では量で示せないもの、あるいはまた区の権限だけではなかなかその数値的なものを達成できないことというのが結構あります。そういったところを含めると、この間、区でもさまざま区民意向調査といった形でより客観的に区民の方々の思いや考えを聞き、この27ページにあるような「騒音や排気ガスが少ないと思う人の割合」といったところに目標を置かざるを得ないというところがありました。今後も客観的になるようなその目標の設定の仕方については少しまた努力をしてみたいと思いま</p>

会 長	す。 よろしいですか。
M 委 員	では、M委員、どうぞ。
環 境 課 長	全体の計画案のページ数ですが、議論しているとき、事前に立てられた従前のものを変えていくといえますか、さわっていくというイメージでいまして、送られてきたときに気づけばよかったです、かなりページとしては減っているので、前で言えば一般廃棄物処理基本計画という冊子よりもさらに薄いかなというぐらいに全部をページ数で言うと削減していくということによろしいですか。
環 境 課 長	そのページ数を削減するというを目的に改定をしているわけではございません。もちろん内容ですから、先ほど申し上げたように、今回多少事務事業を精査したというのはございますが、この間、区の基本計画ですとか、そういったこととの整合性ですとか、より実効性のある事業を集中的に区民の皆さん、あるいはその事業者の方々と協働で行っていくという、そういう趣旨は現行の計画と変わるところではございません。
環 境 課 長	それと、もう一つは、今回お示ししているこの案につきましては、たたき台ということでもまだ役所側で編集したものでございます。今お手元の資料を、きちっと印刷会社で製本して、より見やすく編集した段階になりますともう少しページ数が増えるかもしれませんが、いずれにしても内容についてはこの間、審議会の方々からのご意見を踏まえてより一層充実をしてございます。
会 長	M委員。
M 委 員	前のページ数が150ページ少しですかね。今回想定されているのは大体何ページぐらいということですか。
環 境 課 長	環境課長。
環 境 課 長	今回、今日お示したのものに関しては、資料も入れまして五十数ページでございまして、かなりこれは詰めて入れていますので、最終的に製本いたしますところの約1.5倍ぐらいにはなるかとは思ってございます。より見やすい工夫をこれからまたしていきたいと思っています。
会 長	M委員。
M 委 員	ですので、さっき言いました一般廃棄物処理基本計画って20年に立てているのですかね。それぐらいのページ数かなと思うのですが、ボリュームからすると相当薄くなるわけですね、實際上。幾ら絵が入ってもう少し厚くなるといっても内容的にはそういうことですから、要するに減っていると。その中で目標も具体

	<p>性を欠いていくという先ほどのご意見もありましたが、流れとしては当然のことのような気がします。わかりやすい絵をつけていくのは結構ですけど、中身としてさらに薄い感じを印象としてはぬぐえない。議論しているときにはそういう頭が余りありませんで、これをより現状に合ったものに変えていくということであって、これよりもボリュームを下げる、要するにやることを下げるという趣旨はこちらにはちょっと伝わってきていなかったのではないかなというのは出てきているものを見ての一番の感想でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>環境課長。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>もう一度ご説明いたしますと、11ページのところをご覧いただきたいと思うのですが、M委員から、「ページ数が減っていると、やる事業が減っているのではないか。」というお話をいただきましたが、確かに数を見ると、11ページの下の方に205事業111にしてございますが、この間、環境基本計画につきましては、現行計画を7年、これまで205事業を鋭意行政としても進めてまいりました。その中で目標を達成したものですとか、あるいは計画事業としてはもう載せなくても円滑にその事業として進んでいるもの、そういったものを当然外してございます。そういった意味で新たに、あるいはまたより拡充してやっていくというものに集中して111事業という形で今回計画事業に載せてございますので、決してこれをもって区の環境施策自体が薄くなったというか、そういうようなことではございません。ぜひご理解いただきたいと思います。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>ありがとうございます。そういったところも読まれる方がわかるようになっていとよろしいかと。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>厚さとか中身の量の問題ですけれども、この後ろに書かれているように、関係の課が書かれていますよね。それに関してそれぞれの部署でそういうマスタープランというか、基本計画たぐいのもの、今日はみどりについて後でご報告がございまして、そういった形で杉並区のまちづくりのマスタープランに関するものとか、みどりに関係するものとか、一般廃棄物に関するものとか、また今後景観に関するものとか、いろいろ各論的なものが出てくると思うのです。だから、その辺もあるということをもっと、前のほうにでも書かれておけば、M委員のお話は済むのではないかなと、コンパクトにしてあるというふうなニュアンスで受け取ったほうがいいのかと思います。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ありがとうございます。そのとおりでございまして、今日はこの杉並区の環境</p>

	<p>基本計画、環境のまさに大もとの計画の説明を聞いていただいているわけです。ちょうどこの後にみどりの基本計画の説明、今度はみどりという各論の基本計画をつくってございます。同じように景観計画ですとか、さまざまございます。そういった中でこの大もとの計画をもとに個々個別に各論を展開していくということでぜひご理解いただきたいと思います。</p>
会 長	<p>ほかにもございますか。</p>
L 委 員	<p>L委員、お願いいたします。</p>
環 境 課 長	<p>まことに幼稚な質問でごめんなさい。失礼ですが、英語の略に弱いものですから、どういふのかちよっとはっきりわからなくて、42ページの417のところの3行目あたりに「PFI手法」というのがあるのですが、この手法というのはどういう手法でしょうか。薄々はわかるのですけれど、余りわからなかったので教えていただければ。</p>
環 境 課 長	<p>事業というのは、417のところでは「営繕課・区民課」等と書いてございますが、こういった直接行政が下すものもございまして、「PFI(プライベート・ファイン・インテグ)」といひまして、民間企業と協働で、あるいは民間企業のノウハウを使ってやるものがございまして、そういった一つの事業の進め方という形でご理解いただければと思います。</p>
会 長	<p>具体的には杉並の公会堂がそういう手法を取り入れて、今ずっと継続して管理されているわけですね。その場合、建設時間、建設費を含めて「PFI」という民間手法、イギリスで考えられた、サッチャーさんのときの方式ですが、それを日本に導入しているということですね。環境課長。</p>
環 境 課 長	<p>大変貴重なご指摘をいただいたと思っております。今の「PFI」というのはなかなかまだわかりにくいこともございまして、こういったことも含めもう一度全部見直して、わかりにくい言葉については下にコラムを設けるなどしてより一層わかりやすく、これからさらに工夫をしていきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
会 長	<p>どうぞ、G委員。</p>
G 委 員	<p>全体的に指摘することがあるわけではないのですが、全体として温暖化という話を消して、脱石油社会あるいは省エネルギーということを表に出しているという、これは多分この区の実態から言えばこのほうがわかりやすいと。温暖化といった途端に、通過交通量の話とかいろいろな問題が出てくるということで、これ自体はいいと思うのですが、一方で、その温暖化に対して杉並区がどういうポジ</p>

	<p>ショニングにあるのかというのをこの中でなくてもどこかで一度きちっと表現していただく。例えばどういうところから電力が来ているのかによって、杉並区の省エネをやっても、供給側が原子力なのか石炭火力なのかということによって、現実には杉並区の発生量というのは国のカウントで言えば変わってくるわけですね。省エネ努力しても電源が変われば変わるということも一方にあります。幾ら市民の方が省エネの車両を使っても、通過交通が多くないような事情があるとか、多くなればそれによって杉並区内から発生するCO₂は増えてくると。今度は、この間私が言ったように、杉並区の清掃工場ができれば、これは私、杉並区最大の温室効果ガスの発生源に一応はなるのだと思うのですね。それは必ずしも杉並区がどうこうということじゃなくて、周辺の区の人と協力してごみを減量化するとか、あるいはプラスチックの焼却量を減らしていくとか、いろいろなことで多分動くと思うのですけれども、そういう部分が全体としてこの形だけで進めると見えなくなってくるものですから、環境基本計画としてはこれでいいと思うのですが、そういう学習というか、情報の提供みたいなものを別途にでもある程度わかるようにしていただくと。区民の方ができるのは多分省エネとか、ごみ減量化とか、プラスチックごみを減らすとか、それから自動車の省エネ、低炭素型の車両にするとかだと思うのですが、實際上、杉並区で温暖化の話というのは違う外部要因も関係しますし、そういうこととの関係もやはりどこかで意識していただくということは大事なかなと思いますので、この計画とは別に何かそういうご努力をお願いできればと思います。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>環境課長。 ご指摘ありがとうございます。確かにG委員おっしゃるように、温暖化という切り口だけでも杉並区だけでももちろん解決できる問題ではないですし、さまざまな要因が絡み合っているということは言えるかと思います。また、今後区民の皆さんですとか、特にその事業所の関係への情報の提供ですとか、あるいはまたこの脱石油社会に向けた区民・事業者との協働のあり方については、また機会あるごとに検討し、考えていきたいと思っています。ありがとうございました。</p>
<p>会 長 K 委 員</p>	<p>K委員、お願いします。 まず、意見を言う前に2点質問をさせてください。 先ほど2ページ、3ページのところで、杉並区の将来像ということで立派な表をつくっていただいているわけですが、この将来というのは大体どのくらいをイメージした将来像であるかというのが質問の1点目。</p>

<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>2点目に、その前のところで、自民党から民主党へ政権交代に伴って半年ぐらいこれが延びてきたわけですが、政権交代に伴って変わってきた一番大きなポイントがあれば、まずそれを教えていただきたい。</p> <p>意見についてはまた後で言います。</p> <p>環境課長。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>区の将来像についてのイメージということで、これはどのくらい後のことなのかという、そういうご指摘があります。ここに書いてあること、今すぐにも取り組めること、あるいはまた効果が出ることなどもございますし、例えば先ほど最初に冒頭に説明に出たような例えば緑の問題ですとか、あるいはまた脱石油、特に省エネ省資源にかかわることというのはなかなか息の長い活動が必要かとも思います。一概にここでこの将来像に関して例えば10年後とか15年後というのはなかなか言いにくい。もちろんこれに向けて当然努力をしていくということに変わりはありません。</p> <p>それから、2つ目のご質問ですが、特に政権が変わってどういうところに一番重きを置いたのかということで申し上げますと、ご承知のとおり、新政権の一つの考え方としては、地球温暖化に対する目標を具体的な数値で上げてきたと。これは昨年末の国際的な枠組みの中での日本が主張したところでございます。そういったことを少し踏まえた上で、先ほどから特徴の一つとして申し上げている脱石油社会に向けた取り組み、これをまさに前面に押し立てて、一番最初に申し上げた国内外の動向を踏まえるというところでは、この点が一番大きいかとは思っております。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>そうすると、将来像について、私が例えば5年先なのか10年先なのか30年先なのかというようなイメージが本当はちょっと聞きたかったなという気が非常に難しい問題なんです。おっしゃることはよくわかりますけれども、その辺を具体的に聞きしたいなと思ったわけですが、それで結構でございます。</p> <p>それでは、二、三点意見について申し上げますけれども、まず例えばこのところから入ってもよろしゅうございますね。順番にいかなくても。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>例えば51ページに、PDCAというのがございますが、このPDCAの中で、50ページについては間違いなくPDCAが明確になっているわけですが、実際に51ページのほうになりますと、DCAだけで実際にPがないわけです。問題は、ここにありませとおり、Pというのはいわゆる評価の事業への反映ということ</p>

<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>で、適宜見直す、目標値の修正にも適宜対応するものだと、こういうことで私どもとしても今まで聞いてきたつもりでおりますが、当然のことながらこの51ページの中で推進、点検・評価、見直しと、その次にまたPLANという、計画策定というのが項目があるべきではないでしょうか。特にこの見直しの項目を見ても、その中で内容的には2つのこと、いわゆるActionとそれからPlanと両方の項目が書いてあるのですが、やはり柱としてここに立てるべきではないかということをもまず1点思いました。それが1点目です。</p> <p>2点目に、これはここまで言ってもいいと思いますが、例えば41ページです。ここの「行政の取組み」の2行目、「電線類地中化整備率」という「整備率」という意味がわからなかったので事前に区の方にもお聞きしたのですが、この表現というのが非常に難しいものだろうと思います。私も、地中化率というのは、これから100年かけないといけない、何兆円という金が東京都でかかるというような話も聞いたことがあるので、電線類の地中化整備率100%というのは初め理解できなかったのです。この辺の表現方法につきまして若干考えていただいたほうがいいのかなという感じがいたします。</p> <p>それから、例えば30ページのところで「行政の取組み」の中で、例えばこの22年度の目標数値と25年度の目標数値というのは全く同じですが、これはこれではいろいろな事情があるからやむを得ないと思いますが、少なくとも私の希望から言わせていただくならば、一番上の区立公園面積、60.5ヘクタールが60.5ヘクタール、今から1人当たり5平方メートルに拡大するよと。今1.83ぐらいですかと言いながら、3年、4年たっても全く面積が変わらないというのはもう少しやはり努力目標といいますか、面積拡大というか、そういうことについても触れてみるべきものではないかと、そんな感じがいたします。とりあえず。</p> <p>環境課長。</p> <p>3点ご質問いただきました。まず、PDCAのところですね。51ページ、最後のページでございますが、K委員ご指摘のとおりでして、PDCAというものの51ページに載っているのはDCAだけではないかと。</p> <p>多少ご説明させていただくと、ご指摘のとおりActionのところ具体的に成果の見直しを行った上でそれをその先のPlanにつなげていくという、これでサイクルになるわけで、その辺のご説明をちょっとActionに加えたのですが、ここはやはりPDCAですから、うまくその次のPにつながるというところをもう少し表現として工夫をしてみたいと思います。ありがとうございます。</p>
------------------------	---

	<p>た。</p> <p>2つ目が電線の地中化の整備率のところは100%となっています。この辺が少しわかりにくいので、所管も含めてここもよりわかりやすく検討していきたいと思えます。こちらのほうもありがとうございます。</p>
みどり公園課長	<p>公園の整備面積、目標を上げてはという話、確かに所管としてはそう思う部分もあるのは事実ですが、実際に公園を整備していくには費用も当然かかります。上位計画では行政計画の中で計画されている面積以上に今のところ現行で増える予定が先の計画にないものですから、それで面積が変わっていないということで、当然新たな行政計画で公園の面積目標が上がってくればその形で見直していくものですので、現段階ではそれ以上の記述はこの計画の中では難しいということでご理解いただきたい。</p>
会 長	<p>K委員、よろしいですか。</p>
K 委 員	<p>気持ちはわかりますので。</p>
T 委 員	<p>今のK委員の3番目のところ、私もひっかかっています、5平方メートルという目標値がありますよね。その内訳を正確に知りたいのですが、区内の都立公園の総面積が今何ヘクタール、それから区立公園が何ヘクタールというのをちょっとお聞かせ願って、その後お聞きしたいのですが。</p>
会 長	<p>みどり公園課長。</p>
みどり公園課長	<p>今のところ、去年の4月1日現在の数字しかないのですが、都立公園は3公園ありまして、面積は約46.2ヘクタール、区立公園につきましては、地域公園と身近な公園がありますが、合わせて53.3ヘクタール、合わせて99.6ヘクタールが現在の公園の整備状況ですが、今回22年度の数字を出すに当たっては、ほかに今年から来年にかけて、桃井の防災公園4ヘクタールと三井の譲与による公園1.7ヘクタールを含めて、あと小規模な公園も含めると約6ヘクタール程度、区立公園は増える予定でございます。</p>
T 委 員	<p>そうしますと、52万人で5平方メートルというと260ヘクタールとかいう。</p>
みどり公園課長	<p>それについて、人口推計によって当然変わってきて、平成11年にみどりの基本計画をつくった当時では、人口推計上、大体人口が減ると。その中で260ではなくて250ヘクタール程度の公園の整備を見込んでいまして、まだ未整備の都市計画公園が杉並区内、都立公園も合わせると大体160ヘクタールぐらい、多分全部整備すると都市計画公園を含めての公園の整備が可能という話が計画では基礎数字としてはありますが、そうすると、少なくとも都市計画公園以外でもさらに大</p>

	<p>体100ヘクタールぐらい整備しないと、1人当たり5平方メートルの公園というのはなかなか確保が難しいです。</p> <p>ただ、当然、原資的に将来目標として都市公園法上、人口密集地における1人当たりの公園面積の目標値というのは5平方メートルという形で決められています。それ以外については1人当たり、今、日本全体ですともっと数字的な1人当たりの公園面積は高いのですが、東京を含めて都市部については、人口密集地の特例ということで1人当たり5平方メートルを目指すというのが法上の目標ということで、それは将来的に、何百年かかるかという話は当然ありますが、何十年も、かなり先には目指していかざるを得ないかというところですが、現状でいけば、多分ここで都立公園をみずほグラウンドの跡地約6ヘクタールを東京都が買収を今年度末、この3月中にして、整備を24年度までにやる開園を予定しているというようなことで、今後の動き次第では、5平方メートルにはなかなか到達はしないですが、現在1.9平方メートル弱ぐらいの1人当たりの公園面積は杉並区としては、2平方メートルをちょっと超えて、23区の平均が大体3平方メートルを切るぐらいですから、少しはそれに近くなります。多いところでは、例えば海の近くであるとか、多摩川とか荒川・江戸川沿いの大きな河川緑地を持っているところについてはなかなか及ばないところはありますが、それなりに住宅地杉並の中で公園の整備を進めていきたいとは考えてございます。</p>
T 委 員	<p>今のお話だと、例えばその160ヘクタール整備すれば可能性がある公園というのは杉並区内にあるというようなお話でしたけど、そんなに大きなところが可能性があるとするれば、どことどこか言える範囲で教えていただけたらと思います。</p>
みどり公園課長	<p>見づらいかもしれないですが、大きいのは現在も整備を進めております和田堀の計画区域というのが、現在まだ30ヘクタールには達していませんが、これは将来的には、最終的な数字は手元に持っていないのですが、倍以上は整備の予定があります。あと、大きいところではよくこれまで話題のNHKグラウンドとか、高井戸のまだ整備に着手されていない18ヘクタールの運動公園という区域がある一方、河川沿いに神田川に第一と第二の緑地というのが整備の計画があるのと、玉川上水が若干整備が区立公園ではあるのですが、基本的に今放射5号線の関係も含めていろいろ話があります。放射5号線から甲州街道までの間、まだ100ヘクタール以上の計画区域が実際には計画面積としてはあります。</p> <p>東京の都市計画で決めていくもので、区が都市計画審議会で決定する案件と東</p>

	<p>京都が決定する案件が10ヘクタールを境にありまして、その中でいくと、東京都 が整備していく河川緑地というのがそれなりの面積があるということで、全体を 整備していけば100はもう切ったかもしれないですが、それなりに都市計画公園 の面積はあるということでございます。</p>
会 長	T委員。
T 委 員	最後に。それでもやはり60、K委員と私、同じ考えを持っていまして、極端に 離れているので、例えば25年目標が全く22年と同じというのはやはりどうかなど いう気持ちはあります。その辺また考えていただけたらと思います。
会 長	では、ほかに。
K 委 員	K委員。 すみません。今度は別なこの杉並区の環境省エネ対策実施プランについて確認 をさせていただきたいのですけれども、これは従来ですと、今までおやりになっ たのが区長部局のものを中心とした形でこんな形でのマネジメント報告をいただ いていて、それ以外のいわゆる教育機関の環境マネジメントシステムについては 全くこの場でも報告をされてこなかったと私は思っているのですが、今回のこの 実施プランにつきましては、その両方を一本にまとめたものというとらえ方でよ ろしいでしょうか。
会 長	環境都市推進課長。
環境都市推進課長	そのとおりでございます。
K 委 員	そうしますと、この中身について質問がありますが、例えば14ページのところ に今申し上げた区長部局と教育機関というのが2つございますが、この中の書き 方として「エネルギー使用量原油換算30 k 1以上」云々ということの中で、この 原油量というのはエネルギー換算のガスと電気を全部ぶち込んで原油に直した量 ということですか。
会 長	環境都市推進課長。
環境都市推進課長	そのとおりでございます。
K 委 員	ということは、逆に言うならば、今までのこちらの表の中にもございました が、区の車に対してのガソリンの使用などもありますよね。
会 長	環境都市推進課長。
環境都市推進課長	ガソリンにつきましては、ISOでは対象としておりますし、今後も区として は管理してまいります。省エネ法と環境確保条例では走行中の車のガソリンに ついては適用除外でございます。

K 委 員	<p>ということは、私全くわからなかったのでこの質問ですが、この電力とガスとを重油に換算したのがこの一番右側に書いたと。</p>
環境都市推進課長	<p>そのとおりでございます。</p>
K 委 員	<p>わかりました。すみません。</p>
会 長	<p>U委員、どうぞ。</p>
U 委 員	<p>先ほど、杉並区の将来像という話が出て、環境課長の答弁が、まだ理解できないです。私なりにずばり考えを申しますと、この将来像というのはこの案の2ページのところ「基本構想である「杉並区21世紀ビジョン」で掲げる」云々と。この計画というのは5年ごとに改定していくという筋ですよ。そうしますと、私なりの考えでは、将来像というのは100年と見えています。要は100年たって5年ごとに計画を改定しながら、いい方向にどんどん区民も抱き込んだ形で推進していくよと、あるいは啓発をしていくよと。それが100年たったならばここに環境に対する意識が高く、行動力のある人材がはぐくまれるとか、あるいは省エネで質の高い生活が定着してくるだろうという考えを私は持っているのですが、K委員の疑問もあるでしょうが、その辺の意見の違いであれば意見が違う、あるいはもっと違う考えであるならこういう考えだと、あるいはまだわからないというのではわからないと、この辺は重要な、うやむやにする話ではないと思いますね。環境清掃審議会という会議の中でこれを議論しているわけですので、適当な答弁ではなくて明確にお願いしたい。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>環境課長。</p>
環 境 課 長	<p>今、U委員から21世紀ビジョンという形で、世紀というのは100年ですから、そういうスパンではないかというお話がありましたけど、この21世紀ビジョンというのは、ご案内のとおり、今の現区長が平成11年度に就任したときに区の基本構想、これは自治法で定められている基本構想ですが、これを21世紀ビジョン、ちょうど平成11年というのは1999で21世紀のちょうど手前だったのです。だから、こういう名前をつけたというのがございます。この中で、今ここにも書いてある「区民が創る『みどりの都市』杉並」という目標を定めた。これを踏襲していくという、そういう形になっていて、今回ここにも引き続き「杉並区の将来像」を「区民と創る「環境先進都市杉並」」とした。ここは審議会でも今年の6月までいろいろなご意見をいただいて決めたところでございます。ただ、とはいうものの、今、杉並区の将来像としてここに4つ上げましたけれども、100年というのはなかなかちょっと厳しいかな。先ほど申し上げましたが、喫緊の問題</p>

	<p>からちょっと時間をかけてやるものもございますので、もちろんそれは先ほどち ょうどPDCAの話もありました。50ページ、51ページのところで、きちっと各 年度でどこまでこの将来像に近づいたのかというのを目標ごとに、事務事業が 111もありますから、それをきちっと検証した上で、これがまだ足りない、これ があと何年でできる、そういったことを定めてやっていくという形になりますの で、今、U委員がおっしゃったように、これを全部100年かけてやればいいのか ということになるとなかなかそうもいかないだろうとは思ってございます。</p>
U 委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>では、R委員。</p>
R 委 員	<p>今、今回の資料として「環境・省エネ対策実施プラン」と事前に配付されてい た「環境基本計画」があるわけですが、それぞれの目標についてどうも理解がし きれないので質問させていただきます。</p> <p>全体の基本計画の12ページに基本目標が目標 I からVまで出ているというこ とで、その具体的な施策が右側に出ている。さらに具体的なのが次ページに出てい るという、こういう全体の目標の組み立てがあるのに対して、環境・省エネ対策 実施プランはどこでどうつながっているのかというのがいま一つ理解しきれない で困っているわけですが、こちらの環境・省エネ対策実施プランのほうの例えば 2ページに「環境配慮行動における」ということで、具体的な目標が出ていま す。ここが基本計画の多分目標 I の「持続的発展が可能なまちをつくる」のこ ろでしようけれども、右ページの13ページのブレークダウン、2段階下のもの に対してのつながりであるにしても多少表現が違ったり、項目が違ったり、どう いう組み立てをイメージすれば、理解をすればよろしいのかなというのが見え ないので、そのところをもう一度ご説明いただけませんかでしょうか。</p>
会 長	<p>環境課長。</p>
環 境 課 長	<p>基本計画と実施プランに絡む問題ですので、私からお答えをさせていただきます。</p> <p>区役所が独自で今回ISOにかかわって取り組む実施プランというのも、当然、 先ほどから環境基本計画というのはマスタープランだと申し上げているので すが、この中の一つでございます。具体的に申し上げますと、基本目標のVの ところ、15ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>基本目標Vのところの(2)の「環境保全活動の推進」というところに、これは 各それぞれ区も区役所も先ほどから申し上げたように一事業者でございませ んの</p>

	<p>で、この中で保全活動を推進するといふところの508の事業、「区役所の省エネルギー行動の実践」といふのがございます。これが環境・省エネ実施プランでこの508の事務事業を行っていくといふところで、具体的な説明が46ページの508といふところ、環境都市推進課で行いますが、最後から2行目の、「新たに（仮称）「環境・省エネ対策実施プラン」を策定し、」一事業者として区役所も「エネルギーの使用量及び温室効果ガスの削減に取り組んでいく」といふ、こういう位置づけになってございます。</p>
<p>会 長 R 委 員</p>	<p>R 委員。 そういう意味ですと、ここに書いてあることを言うのは省エネ対策実施プランに書いてある具体的な目標というレベルといふのは理解はできますが、いま一つしっくりこない。要は、この目標をわざわざここに取り出して、たしかISO 14001のほうはもうやめて独自の環境経営システムでやっていくよといふ、そういうレベルでのこの実施プランかなと私はとらえたものですから、であれば、この508の目標といふことであるにしては少しその辺、表現をもう一度分けて、基本的にはもうISOは取り組んでいないが、その実績を踏まえて独自のシステムでやっていくといふ前段があつて、ところで、508番においてはこの目標を立てるとなれば、では、507番だとか101番は何で目標がないのとか、こういうことを言ってみたくなるというレベルの細かさだとも思えるのです。単純にこの環境・省エネ対策実施プランといふこの大きいタイトルですともっといろいろなことがあると思ふのです。目標をとらえ上げなければならぬといふか、目標に上げるのにふさわしい、例えばこの省エネだけでもこれは一事業者としてやる紙・ごみ・電気の世界です。ではなくて、もっと一事業者でやるにしても実際ははるかに大きいといふか、いろいろな内容を含んだことを実際は区の事業として実施しているわけで、その中から幾らでも目標といふものをつくれるとか、いろいろなところがあるのですね。したがつて、そういう意味合いの目標であるならば、この環境・省エネ対策実施プランの組み立て方自体をもう少し全体像はこうこうこういうことだけれども、ところで、ところで、ところで、といふことで真つ二つに割るぐらいにしないと理解しきれないのではないかと思われまふ。</p> <p>以上です。</p>
<p>環境都市推進課長</p>	<p>環境配慮行動に対する面、環境関係の法規制に対する面とエネルギーの管理に関する部分、確かに大きく2つに分かれる部分でございませう。わかりやすくしていくといふことで考えたわけですがけれども、大きくここではお配りした両面の用</p>

	<p>紙では達成目標としまして区の事務及び事業さまざまなものを含みまして、エネルギー使用量を全体で2%削減、本庁舎については温室効果ガスを基準排出量比8%削減、それから用紙類、一般廃棄物、グリーン購入等も環境に配慮してご覧のとおり削減を目標としているところでございます。これは区の事業者としての計画で環境基本計画の一部分ではございますが、4月1日から施行に向けて説明会等も開催しているところでございますのでご了承いただければと存じます。</p>
<p>会 長</p>	<p>環境清掃部長、お願いします。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>R委員のご質問のご趣旨はよくわかります。私どもでこの環境・省エネ対策実施プランを定めたのは、この中でもる述べているところでございますけれども、この4月1日から省エネ法あるいは環境確保条例に基づきまして、温室効果ガスの排出の削減義務の対象が、施設を対象とする従来の取り扱いから、その事業者単位での義務化に転化してきたということがございます。それが大きな代表的な例でございます。これにあわせて区でもこの区役所という事業所を持つ区長という事業主として一定のエネルギー管理に関する削減義務を定めていく必要があります。同時に、今回のこの環境基本計画の中で、エネルギー管理の一環として、温室効果ガスの削減の手法あるいは期間、目標といったものを同時に定めていこうと位置づけたものでございます。</p> <p>また、同時に温暖化対策の基本法、温対法というもの、この中でも区で実は実行計画を定めなさいというのが法律の法文に入っているわけですが、この法文に基づく実行計画としての性格をあわせ持つということにしております、R委員がおっしゃるように環境云々となれば、これはもうそれぞれ編、章、節、款、そのくらいのレベルでもって本来は論じていくべきタイトル名だろうと思っておりますが、この環境面では環境配慮行動として廃棄物の問題ですとか、グリーン購入の問題ですとか、用紙の問題ですとか、これまでISOで取り上げてきたものをその延長でもって引き続き力を入れていくものと、そして今申し上げたような一定の法令改正とあるいは既存の法律に基づく実行計画を含めた一定の行政計画としての位置づけをあわせ持たせる意味での指針というものを今回策定する必要があったのです。そうした意味で今回のご指摘のこの実施プランというのはエネルギーの管理指針としての大きな性格をあわせ持っているということで一つご理解いただければありがたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>ありがとうございます。十分理解できました。一点、やっぱり頭の「はじめ</p>

<p>会長</p>	<p>に」のところでもう少しその辺がわかりやすいような解説を追記していただけるとありがたいと思いますが、できましたらお願いしたいと思います。</p> <p>わかりました。</p> <p>そろそろ1時間以上たちましたので、1つ目の議題を終わりにしたいと思いますが、どうぞ最後に。</p>
<p>T 委員</p>	<p>今のこの環境・省エネ対策実施プランのところで資料の1ですけれども、この中で区有施設の区長部局ということで地域区民センターが合計で7カ所合併で出されていますね。規模を見ると多分ほかの施設1つと大体1つが同じぐらいのエネルギー消費量を持っていると思います。こういうレベルだったら、できればやはり地域ごとにデータを出されるほうがいいのかと思います。学校はちょっと数があるので、多分学校全部を出すととても大変な数になってしまいますが、我々が例えばぱっと見せていただいたときにどこがどうだと。そして、そのときにもう一つ、施設の規模、規模ぐらいを書いていただくと、例えばここがちょっとエネルギーを使い過ぎているのかな、この規模でどうなのかなという判断が、全く何もないと目安がないのですが、例えば総面積でもいいと思います。何らかがあるほうが判断しやすいかなと。それが必ずしも建物の性能とかによって全然違いますので評価にはならないと思いますが、でも一定のものをぱっと見たときに判断しやすいかな。</p> <p>この中でちょっと気になったのは、方南支所がガスの使用量がほかに比べてずば抜けていますね。これは方南支所が特に施設で何か違うものを持っているのかなというふうに。</p>
<p>会長 環境都市推進課長</p>	<p>ご要望が多いから、その点についてはいいと思いますけど、今の方南だけ。</p> <p>ガス冷房を使用しているということでございます。冷暖房がガスということでございます。</p>
<p>T 委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>もう一件、こちらは本文に戻りまして、6ページのところの「環境教育・環境学習の取組み」というところと43ページの「環境教育、環境学習の拡充・推進」という2項目ページがありますが、6ページのほうでは下のほうに「「すぎなみ環境情報館」では、」というところで「これまでに約7,300名」のという突然こういう数字が上がっているのですが、これは恐らく16年から開館してから今までのということだと思っております。その辺もできれば明記されたほうが一つは明快かと思います。例えば年間にこれだけ利用されていると誤解を招くかもしれない。</p>

	<p>それともう一つ、43ページすけれども、ここで環境情報館どうのこうのというのが右にちょっと吹き出しがありますが、ここに「リサイクルひろば高井戸」と書かれていますよね。これは、環境情報館でも同じ環境講座をやっていますし、リサイクルひろばでも別系統で今まで来ていましたけれども、私はすぎなみ環境ネットワークにもいて、私のところで所轄しているものですから、やはり併記していただいて、講座と、これは学習支援が多分一緒に入っていると思うのですね。精査していただいたほうがいいと思います。学習支援は学習支援で別の扱いでこなしていますので、その辺はネットワークの事務局と再度精査していただいて、できればこの43ページにはきっちり情報館でやっていることとリサイクルひろばでやっていることを明記していただいたほうが、区民にはどこで何をやっているかわかりやすいと思います。恐れ入りますが、よろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>環境課長。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ありがとうございました。ご指摘のとおりだと思いますので、その辺、記載を工夫したいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうぞ、M委員。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>この間の基本計画の議論では、大気汚染測定連絡会の意見ということでかなりしつこく反公害、大気汚染による公害はなくなっていないという視点でお話ししていたのですが、希望として申し上げますと、これまで前の計画で例えば光化学スモッグをその被害者届け数をゼロにするというのが以前の計画ですと目標値としてあるようなものだったのですが、それにかかわるようなことで言いますと、今日机上に配っていただいていた杉並区環境白書の19ページあたりで、例えば杉並は杉並の中継所以外で言えば自動車が大気汚染のメインだろうということと考えますと、これで騒音振動に関しては環境基準、私どもの立場としては例えば大気汚染のNO_xですとか、そういったものは基準自体が0.6というのは甘いんじゃないかという意見を持っているわけですが、ここで基準値にも見ていないですね、騒音ですとか振動のところ。これを放置しておくのはやはり非常に問題だろうと。環境値を下回っていても安全かどうか全くわからないというのがこれまでの話の私の基調ですけれども、それからしますとさらに次元が違うところにある現状を放置することは多分許されないだろうと思いますので、数値目標を考えられる際に、こういったところは少なくともゼロにする、環境基準をオーバーすることはなくすというあたりを入れられるのは一つの考え方だろうと思います。</p>

	<p>それから、基準値を下回っていても人の被害が出てきてしまうというのは公害病の多くのパターンだと思うのですが、それで言うと人についてのモニタリングをするという意味で取り入れていただいた中学生や小学生、児童・生徒の健康被害をモニタリングしていくと、調査していくというところは、やはり例えばどれぐらいを目標にどれぐらいの数やっていくと、あるいは規模はどういうふうにするのかというあたりが具体化できれば非常にありがたいなと思っております。</p> <p>以上、希望です。</p>
<p>会長</p>	<p>ご希望で。ありがとうございました。</p> <p>では、ほかの方でまだおありかと思えますけど、先ほど事務局からご説明がありましたように、スケジュールだと4月9日までですか、区民手続というのが延ばされていますし、ほかにございましたら事務局のほうに、それまでにファクスとかいろいろな形でご提出していただきたいと思えます。</p> <p>また、今日いただきましたご意見というのは事務局のほうで受けとめて、うまく整理していただければと思えます。</p> <p>私の、1つだけですけど、温暖化対策のほうにシフトがずっといってしまって、ヒートアイランド現象の軽減というのが何も出てこなくなってしまったのですね。それで、その辺、ヒートアイランド対策というのは温暖化対策よりも先輩に当たるんですよ、ずっと、いろんな人間活動において。だから、その辺、学問的にも蓄積がうんとあるし、いろいろなもろもろあるし、あわせて語っていただけたらと思えますけど。</p>
<p>環境課長</p>	<p>特にヒートアイランド現象の大きなポイントとしては緑の関係もございます。環境基本計画にはヒートアイランド現象という言葉ではなかなか表現されていないのですが、みどりの基本計画の中でもヒートアイランド現象等について触れている部分もございますので、その辺を含めてこの後説明をさせていただきたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>緑だけではだめなんですよ、ヒートアイランド現象というのは。だから、こういうせつかく環境基本計画の大きなレポートのときに、いろいろな区では中ポツで温暖化対策と中ポツヒートアイランドと、そういうふうな形で、それを忘れないように書いておいていただきたいと、よろしく願いいたします。</p> <p>では、これからみどり公園課長の講演に入りますけど、2番目が「杉並区みどりの基本計画の改定について」、3番目が「緑確保の総合的な方針(案)」の策定について、4番目が「杉並区みどりの基金」の運営状況について、5</p>

<p>みどり公園課長</p>	<p>番目が「一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）」ということでございます。</p> <p>要領よくその辺説明していただいて、それでそれぞれについてまたご質問、ご意見いただけたらと思います。</p> <p>時間も押しておりますので、簡単に説明を進めたいと思います。</p> <p>『杉並区みどりの基本計画の改定』につきましては、「杉並区みどりの基本計画検討委員会」でA委員を会長に検討を進めて、最終的に区のほうで素案として4月1日から区民意見の手続に入りますので、本審議会での忌憚のないご意見をいただきたいと思います。</p> <p>とりあえず、概要をまとめたA4、1枚のほかに素案をおつけしてございます。改定に当たって、ご覧いただくように、現行計画の将来像を継承しながら、区民・事業者等が親しみやすく、わかりやすい行政計画にするということで改定を進めてまいりました。A4、1枚のほうに「これまでの経緯」ということで、昨年の12月、遅くなりましたが、環境審議会で基本計画の改定方針について報告をさせていただきました。学識経験者と区民による検討委員会と庁内で進めてきたものがまとまりましたので報告します。</p> <p>改定案の主な内容としては、基本計画、現状の緑被率、平成19年調査で21.84を25%を目指していくというもので、このことによって町なかで身近に緑が感じられ、魅力ある住宅公園都市を実現させるということを大きな目標としております。改定に当たっての視点はそこに記載のとおり5つの視点をもとに計画の見直しを進めてまいりました。</p> <p>次に、それ以降につきましては、お配りしています素案の序章に、これはよりわかりやすい計画にしてほしいと。行政計画であるが、区民・事業者にもわかりやすいものということで、検討委員会でもかなりそういった論議がありましたので、それに従って素案の2ページの序章から説明をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、序章につきましては、杉並のアミメキャラクターでありますなみすけがこの計画について説明をしていくというような形にしました。その中で、最初の2ページのところでは「みどりの効果」といったものを最初に掲げてございます。なみすけたちが杉並のみどりの将来像をまとめたということで、それをイメージ図として3ページ目に掲載しております。それを具体的に3ページ目の下のほうで「みどりが暮らしの中に息づくまち杉並」とはどういうものかというのをそこに記載しました。大きな森や農地があるとか、川や道路沿いのみどりがあって、歩いて行ける公園があるとか、学校や公共施設は次世代へ継承するみど</p>
----------------	--

りを学ぶ場であるとか、区内は花やみどりで彩られ、みんながみどりに感謝しているというようなまちを目指しているというようなこと。

そういった計画を進めていく上での計画のポイント、基本計画の基本方針を従前の計画を継承はしていますが、具体的に言葉を追加しまして、基本方針の1は「身近なみどりを守ろう」、基本方針の2は「新しいみどりを創ろう」、3は「みどりの質を高めよう」、4は「みどりでまちをつなげよう」、5では「みんなのみどりを育てよう」と。下のほうにはそれぞれの主な施策を実際にイラストとしてあらわしてございます。

計画の目標数値については、区政100周年の平成44年を目標とする年度としてございます。緑被率については25%の確保、公園につきましては、公園や広場に満足している区民の割合の80%を確保、接動部緑化率については、20%目標を達成しましたので、30%の確保といったことを目標として掲げてございます。

そういったことを実際にどうやって施策で実現していくかにつきましては、20ページに将来像を実現するための施策の体系というものを載せてございます。ご覧いただけますでしょうか。

従前、みどり39プランということで、緑に感謝するという意味で39の施策を上げてきたものを、ここでは現行計画を継承するものは黒字、文言や位置づけの変更、統合したものについては青字で記載してございます。新規のプランについては赤字で示してございます。右下には、現行の計画から削除した旧計画のプランと本計画の中ではそれがどこに統合されているかというのを表にしてお示ししてございます。

こういった施策、これ以降、それぞれ施策の細かい内容を記載したものがございまして、43ページをお開きいただきたいと思います。

43ページ、じゃばらにして先ほどのイメージ図を実際に39の施策を実現するためにどうやって落としていくかというのをイメージ図の中に落としてございます。

それを実際の杉並区全体の中で、杉並の将来像を実現するための全域の方針図にしましては、55ページに地域別方針に入る前に杉並区の中のみどりの大きな方針図ということで、みどりの大拠点であるとか、それを結ぶ道路、河川といったものをみどりのベルトして骨格となるもの、それにつなげていく民間のみどり等をそれぞれ落とし込んだものでございます。それ以降に地域別のみどりの計画を載せてございます。

素案の構成はこういったことになっているんですが、検討会の中では、実際に現行計画の成果であるとか課題等については資料編のほうに旧計画の評価、課題を整理して載せてございます。

改定のポイントとしては、区民と共通認識を得られるよう、将来像のイメージが伝わるようにすることで、行政計画であるが、区民、あるいは序章のところではルビを振ってございますが、区では小学校5年生の副読本として、みどりと私たちということで、みどりについて小学生のころから問題意識を持ってもらおうという副読本を配布してございますので、そういったものにも対応できるような内容にしております。

本日、環境審議会でご意見をお聞きした上で、4月1日から30日間の区民意見提出手続を経て、その後、議会報告等を経て7月に公表の予定でございます。

みどりの基本計画については、駆け足ですが、以上でございます。

次に、お配りしてあります「「緑確保の総合的な方針（案）」の策定について」という資料について、これをご説明させていただきます。

これにつきましては、昨年から東京都と東京都内の区市町村が合同で、減少傾向にある樹林地や農地などの既存の緑を将来に引き継いでいくための施策というか、大きな方針を明らかにするためにこういった「緑確保の総合的な方針（案）」の作成を進めてまいりました。このたび、方針案について、既にもう終わっていますが、都民意見提出手続を行い、その方針案の概要について説明をさせていただきます。

資料が、カラー刷りの資料がついてございますが、これに従って説明します。

「「方針」の必要性」は、そこに表記のとおり、公共の緑と都市公園等は増加はしていますが、緑の減少はそれ以上に進んでいると。少なくとも樹林地はこの10年間で800ヘクタール、農地は1,400ヘクタール東京都内では減少しているということでございます。当然、公園が増える以上に東京都内の緑は減っているということで、そういったことに対する対策をさらに強化する必要があると、そういったことで「「方針」の位置づけ」としては都市計画について東京都と区市町で定めた都市計画公園緑地の整備方針と両輪をなすものとして、「10年後の東京」の実行プログラム中で守る緑の施策として位置づけられてございます。

策定の経緯はそこに書かれていますように、20年8月から、都、区長会、市長会、町村長会で策定合意を受けて、21年の今年の1月に、これは年数が違うな、これは22年1月ですね。今年の2月末に取りまとめをして、1カ月間のパブリック

クコメントを行いました。4月中に合同検討委員会の確認を経て方針の公表の予定でございます。

「方針」策定のポイントとしては、確保することが望ましい緑とまちづくりの緑の施策を明示するということ、「目的」としては、記載のとおり、既存の貴重な緑の保全や都市空間への緑化等、民有地の緑の課題に対し、東京の緑を確保していくということで、「上位計画との整合」としては、各区市町村の緑の基本計画と整合させると。「計画期間」につきましては、22年から10年間で原則5年ごとに見直しをしていくと。ただ、当面、策定当初については2年後に時点修正をかけていくというものでございます。

2枚目をお開きいただきたいと思うんですが、「方針の構成と方向性」ということで、大きくはそこに3つの箱がありますが、「既存の緑を守る方針」というものと、「緑のまちづくり指針」という、これはまちづくりに連動して緑を確保していくというような内容で、今後10年間で区市町が既存の緑を守る方針では守るために確保していくものを水準が、そこに確保地の水準1から3までと、確保候補地というのがありますが、そういった形で東京全体で10年間でどれだけの緑を守っていくかということ。まちづくり指針の中では10年間でどういった緑をつくっていくかというのをまとめたものでございます。

さらに、そういった施策を進めていく上で先行的なプロジェクトの事例として、既存の緑を一層確保するための8の施策と緑のまちづくりをさらに進めるための3つの施策、その他として民間主体の「東京の緑を守る将来会議」の創設であるとか、国への法改正の要望等をこれに基づいて東京都と区市町が合同進めていくという内容でございます。

資料の2として、資料の2とその次に図をつけてございますが、これが杉並として取り組んだ内容でございます。既存の緑を守る方針については、系統に含まれない確保地として3カ所と、確保候補地の樹林としては、杉並区で2カ所、1.58ヘクタールということで、水準1に該当するものについては、次の図面のところにそれぞれ場所を、杉並区の図がわかりづらいかもしれないんですが、いろいろ入っていますが、杉並区その他の緑-4とか3とか5という形で表記がされているものがこの10年間で区が確保を当面進めていく計画となっているものと。

あと、緑のまちづくり指針につきましては、リストは載せてございますが、1万分の1の図面についてはちょっと細かいのでおつけはしてございませんが、一応、公営住宅建設事業として高井戸西一丁目の都営住宅の建てかえ用地と住宅市

街地総合整備事業・地区計画の中で荻窪三丁目の荻窪団地の建てかえ、地区計画の成田東四丁目は阿佐ヶ谷団地の建てかえ、地区計画、高井戸東一丁目は三井高井戸計画のそれぞれの公園をまちづくりの中で確保していくというものでございます。

あと、表に戻っていただきまして、それぞれそういった内容、構成としては5章までの中に概要として盛り込んでございますが、表面の裏面にいっていただいて、「方針策定の効果」として3番として上げてございますが、3つ上げてございます。「既存の緑の現状や取組みの全体像が明らかになることで、緑に対する都民意識の醸成を図ることができる」、2点目としては「都区市町村が検討している共通の図を作成することで、具体的にどこでどんな取組みをしようとしているか把握できる」、3点目としては「自治体の枠を超えて、緑に対する問題を共有化するきっかけとなり、相互の持つ知恵や工夫を交換して取組みの質を高めることができる。」ということが今回の「方針策定の効果」と考えられてございます。

4点目、「これまでの経緯と今後の予定」のところ、今年の4月以降、区民意見に対する対応方針を東京都、区市町合同で検討した上で、5月に最終的に方針として公表する予定でございます。

次に、みどりの基金の運営状況について1枚ぺらで資料をつけてございます。

これにつきましては、昨年も報告させていただきましたが、運営状況が以下のとおりということで、「根拠」については記載のとおり14年10月1日に設置された基金でございます。設置の目的は、区民、事業者及び杉並区の協働のもの、緑化活動を行う人材の育成、あるいはみどりの保全及び力の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるものでございます。条例、要綱は記載のとおり、運営要綱もございます。

2点目の寄附の収支の状況ですが、それぞれ14年からの収入、支出、基金の残高を記載してございますが、合計の上の平成21年度の収入の部分の寄附額ですが、21年度について581万5,029円と、件数としては27件と、基金利子については年度末に向けて再度集計をしているところで記載はしてございません。区積立金についても今年度はございません。支出については、予定として屋上・壁面緑化助成、昨年度、一昨年19年からしていますが、それについて現在の状況で428万1,000余程度、あるいは38件という形で支出の予定がされてございます。それらを合計した場合の今後の、その精算が終わっていない段階で現在の基金の残高

<p>会 長</p>	<p>につきましては5299万余ということでございます。実際、下のほうに助成の内容、寄附者、3点目が寄附者・使途の割合ということで、寄附者については個人以外が40%で、個人が6割ということで、これまでの寄附の合計が1,300万余ということでございます。実際の基金の使途としては、先ほどからお話ししていません屋上・壁面緑化助成の助成金額として使われているものが多いのですが、現在のみどりの基本計画の中では、今後基金の運用についてはみどりの保全に充てていく方向で活用していきたいということで提案をさせていただいてございます。</p> <p>基金については以上でございます。</p> <p>次に、「一定規模以上の開発に係る報告（緑化）」ということで、創価学会の杉並平和会館新築工事でございます。</p> <p>所在地は杉並区下高井戸2丁目22番でございます。敷地面積は3,676.84、建築面積については1,435.64ということで、それぞれ緑化につきましてはそれ以降基準と計画が記載してございますが、接道部緑化延長については、計画が基準を超える113.86メートル、緑地面積につきましても屋上緑化面積297.77平方メートルを足して821.64平方メートルということで基準を満足してございます。</p> <p>既存緑地及び既存樹木はございません。</p> <p>新植樹木本数についても、中木について基準を満足していない部分については低木406本で置きかえるという形になってございます。</p> <p>建築物の状況は建築棟1棟、礼拝所ということで地上3階ということでございます。</p> <p>2ページ目にコンセプトとして記載している内容で、案内図に記載されている下高井戸2丁目22番地は京王線下高井戸駅の北約350メートルに位置しており、西側には都立杉並聾学校がございまして、北側には神田川が流れているというようなところでございます。</p> <p>3ページ目に現況図、申しわけありませんが、北が右になってございますので、右側の上が神田川でございます。右側に書かれている道路は神田川沿いの河川沿いの通路でございます。</p> <p>次が緑化の計画図になってございます。敷地内の緑が増える、あるいは神田川沿いに緑を配置するような計画になっていることで基準を満足した計画になってございます。</p> <p>駆け足ではございますが、以上4点、説明を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
------------	---

<p>K 委 員</p>	<p>では、最初に2番目の「杉並区みどりの基本計画の改定について」ということで、ご質問、ご意見をお願いいたします。</p> <p>K委員、お願いします。</p> <p>意見を言わせていただきますと、10ページのところで「改定の視点」というのがございまして、その2行目のところに「私たち地球に暮らす人と全ての生きものは、水と緑と土によって命が生まれ」云々と、こうあるわけですが、どうしても私、ここに太陽を入れていただきたいです。太陽がなければちょっとということで、これを一つ入れることに対してそんなに反対はないと思いますけれども、ひとつご検討いただきたい。やっぱりどうしても命の根源というのは太陽だろうと私は考えるものですから、それが1点目です。単純なところですよ。</p> <p>それから2つ目に、27ページのほうの欄外といいますか、「緑化指導」というところの中で「開発行為等」云々という言葉がございしますが、この開発行為というのは、通常の例えば戸建て住宅を建設する場合においても、その事業者というもの、施主じゃないですよ、事業者というものがこの対象になるかどうかという質問が1つと、あわせまして、私は従来から何遍も言ってきたつもりでおりますが、特にやっぱり杉並区内の場合に駐車場ではいわゆる雨水浸透を含めまして緑化を含めて非常にそのままになっているところが多いと思うんですね。そうすると、その駐車場建設に当たってはそういう面での開発行為の中でとらえて緑化というものに結びつけることができないかどうか、その辺についてお願いしたいと思います。</p>
<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>課長、お願いします。</p> <p>太陽については、ぜひご指摘のように考えてまいりたいと思っております。</p> <p>開発許可制度というのは、實際上例えば1メートル以上掘ったり土を盛ったりとか、あるいは道路を設置したりとか、そういったものが対象になるので、通常の建築自体はなかなか開発許可の制度にはならないと考えております。大体3,000平方メートル、細かいところまでちょっと正確な数字ではありませんが、3,000平方メートルを超える開発については、3%の公園設置の義務というのが発生して、ある面で見れば、かなり規模の大きい建築あるいは宅地造成みたいなものが対象になってくるということです。</p> <p>駐車場の話では、いつもご指摘をいただいてごもつともな部分もあるのですが、現行の中で駐車場の設置の許可というのは、台数が20台以上は届け出が必要ですが、それ以外については今のところ届け出義務がないものですから、指導す</p>

	<p>る上についてはそれぞれにお願いをしてやってほしいと要望していくぐらいしか今のところ手だてがないというのが実情で、今後どうしていくか、絶えず言われていますので、検討の一つの課題かなと考えてございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>K委員。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>今おっしゃった3,000平方メートル以上であれば3%の公園云々と、緑化云々と言われました。この文章にありますのは、私もわからないからお聞きしているわけですが、「杉並区では200㎡以上の敷地面積での建築行為は緑化計画書、」云々と、200平方メートル未満についても出せと、こう書いてありますよね。そうすると、今おっしゃると、もう少し説明いただかないとよくわからないんですよ。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>緑化指導は、建物を建てる行為については一応すべて対象になるというものでございます。当然、開発許可制度で対象になるものについては、建物を建てる、建てないも含めても、開発をする場合にも当然緑化指導を行っていくということになるのですが、ここで言われている開発許可制度の運用というのは、そういった公園の設置の義務であるとか、あるいは都市計画でいろいろな形の、杉並区内ではなかなか見られないものもあるのです。例えば公開空地を設置して緑を確保するような場合も当然、周りに広い空地を確保するかわりに高い建物を建てるというようなものも含めて、開発許可制度の運用という中で、緑を配置してもらうように、別途それはより緑化指導の基準以上に厚くしてもらうという意味合いで開発許可制度の運用という形で別立てで書かれているものというように、通常の建築行為による緑化指導と開発許可制度はさらにもっと緑化を進めてもらうように運用という形で書かせていただいていると、なかなかわかりづらいかもかもしれません。通常の建築についてはすべて一応緑化の義務ということでお願いはしているところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>K委員。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>そうしますと、実際に先ほどおっしゃったように、1メートル以上の土の掘り下げの問題とか、それからもう一つは道路を建設するということですか。それから一応3,000平方メートル以上の開発と、こういうのが開発行為ということに結びつくわけですか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>言葉が足りなくてすみません。 開発許可制度というのは、ここにも書かれているのですが、根拠法令は、国としては都市計画法と書かれていると思います。東京都では東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則という形で書かれていますが、私が先ほど言った</p>

	<p>ような事例が具体的な事例としてはあるのですが、通常の建築とは全く違うとご理解いただきたいです。</p>
<p>建築課長</p>	<p>すみません、建築課長です。</p>
	<p>開発行為というのは都市計画法29条によるものですが、建築行為を目的として、宅地をつくるときに、今1メートルとありましたが、1メートル以上の切り土・盛り土をする場合と、それから区画形質の変更、道路等をつくったり廃止したりする場合に許可を必要とします。言われているのは1,000平方メートル以上の土地を対象としているというのですが、それが下げられても500平方メートルから対象とするととなっておりますが、規模が大きくなって、さっき出たように3,000平方メートルからは公園等提供義務があるという形になっております。</p>
<p>K 委員</p>	<p>すみません。全くわからなくて質問させていただいたわけですが、実際に例えば21年はもうすぐ終わりですよ。実際に杉並ではこの開発行為って件数で言いますと何件ぐらい起こったのですか。面積は結構です。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>今、手元にないので調べてお答えします。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかの方、ほかの件で。</p>
<p>F 委員</p>	<p>F 委員。</p>
<p>F 委員</p>	<p>この基本計画の28ページ、29ページに「公園等の整備」ということがありますが、これは主に緑を中心になっているわけですが、当然公園というのは子どもたちの遊び場ということを考えると、ある程度遊具というのが必要になってくるかと。もちろん、安全対策上の問題もあると思いますが、遊具の設置ということについて、この公園の整備の中でどのような位置づけをされているのかお伺いしたいです。</p>
<p>会長</p>	<p>みどり公園課長。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>当然、当初から整備、お子様の利用ということで遊具等、かつては三種の神器</p>
	<p>とあって、ブランコ、砂場、滑り台を必ず設置するという時代もありましたが、都市公園法も改正になって、さまざまな今遊具を新たに公園をつくる場合にはご意見をお聞きしながら設置をしているところです。</p>
	<p>もう一つ、最近よく議会等も含めて言われる話は、高齢者の利用が公園も増えてきているので、健康遊具みたいなものも遊具というか、施設として設置も開始時には考えたりもしているところで、必ずしもこういう施設を必ずつくらなくてはならないということで今公園法も含めても区として基準はありません。地域の意見をお聞きしたり、地域の利用状況を見ながら遊具の設置については考えてい</p>

	るところでございます。
F 委 員	ありがとうございます。
会 長	では、ほかのご意見。
	M委員。
M 委 員	みどりの基本計画にかかわるのですが、みどりのベルトとか、あるいは地域で
	言うと西荻が関係するのか、外環道、今、国と都で見解も変わってきているのか
	もしれないのですが、そういったものの影響をどう盛り込むかというのは何か情
	報を区としてはつかまされたり、働きかけられたりはされているのでしょうか。
会 長	どうぞ。
みどり公園課長	みどりのベルトづくりという区として計画を平成16年でしたかね、17年につく
	って、従前みどりのネットワークという考え方を具体的に進め、実際に地域に入
	って進めるということで計画を立てたのですが、具体的にモデル地区を指定して
	実際に始めたのは、今年の今ぐらいにモデル地区を指定して、高円寺で今実際に
	みどりのベルトづくりということで、公共の緑につなげていく民有地の緑を増や
	していくというような取り組みをさせていただいています。それは接道部、屋上の
	緑化助成以外に、地域の方と一緒に緑をつくる運動形態みたいな形で、こ
	の3月にも高円寺の226号線の環状八号線に近い場所で4カ所ぐらい地域の方の
	協力をいただいて、狭いスペースに木を植えさせていただいたり、花を植えるよ
	うなことも、イベント的にそれまでのいろいろな計画もつくりながらというよ
	うなことをさせていただいています。
	一方で、外環道の話ですが、具体的に外環道の計画自体がまだ具体化されてい
	ないということで、どういった形になるか私ども、地下化されるということと、
	青梅街道にインターがハーフインターとしてできるということで、杉並区側に特
	に外環道に係る施設ができるということで伺っていないものですから、具体的に
	緑の関連でどうということは今のところ情報としては入ってございません。
会 長	ほかにごございますか。
	では、ありがとうございます。
	時間も迫っていますので、次のほうに移らせていただきたいと思いますけど、
	みどり公園課長。
みどり公園課長	今日お配りしました21年度の数字はないのですが、杉並区の環境白書の43ペー
	ジのところ緑化指導の実績というがあって、その下に行方面積別受理状況のと
	ころで、開発行為という項目がございます。そこに開発行為に当たったものという

<p>会長</p>	<p>のは約10件、1万5,000平方メートルです。一方で、先ほど言った1,000平方メートルを超える建築の緑化指導に当たった案件というのは31件あったということで、よろしいでしょうか。</p> <p>では、3番目の「「緑確保の総合的な方針（案）」の策定について」ということで、どちらかといえば、東京都でやられている施策で、杉並区の方も参画してこの案を立てられているということでその経過報告があったわけです。何かございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>私のほうから、以前緑のマスタープランというので私も東京都の全体の計画づくりに参加したことがあるのですが、今回はみどりの基本計画ということで、先ほど区版というか区についてあったのですが、東京都は、それは考えられていないのかどうかというのが1点と、2点目は、どちらかといえば公有地よりも民有地に対しての施策を推進したいということで内容を決めてきていますが、これが区に対してどう働きかけていくのか。例えば都が助成をたくさんやるだろうということで、都が呼びかけているのか、ただ東京都全体で減ってきているから、キグに照らし合わせて区がしっかりしろよという区市町村というか、そういうことなのか。何かその辺、本来的な助成するとか、財源をどうこうとか、そういうことまでかんでいるのかどうか、以上2点お願いします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>かつて東京都は東京全体の緑のマスタープランを策定はしていたのですが、都市緑地法の改正後、法定案件としては区市町村が策定するということになってから、東京都全体として、おっしゃられるように、緑についてのマスタープランでなくて、都市づくり全体のマスタープランは東京都は区市町村と調整をしてつくっているのですが、その都市計画公園緑地については、平成18年にやっぱり区市町村と合同で、これの左側に出ていますけど、都市計画公園緑地の整備方針というものをつくったものの、民間の部分について今回整理をしたという、民有地の緑の例えば樹林であるとか農地の保全についても一つの方針を出したということで、今回、東京都、この計画を策定する中で予算がある程度決まってきた段階で、従前、特別緑地保全地区の国の助成があったのですが、東京都の助成がなかったのが、今回、特別緑地保全地区の用地の確保の部分については東京都が予算化をして助成をするということになって、重要な緑を保全をすることについて東京都もそれなりに取り組んでいくということで伺っているところでございます。</p> <p>よろしいですか。</p>

<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>余り東京都、緑に関して熱心でなかったからその辺もお聞きしました。 「10年後の東京」を策定するとき、緑について一つやはり重要な柱ということであったと思うのです。「10年後の東京」策定というのはオリンピックの招致を前提にしてつくったところもあるので、この時期いろいろ状況は変わってはきているのですが、ただ、特別緑地保全地区、従前過去については東京都は補助がなかったのができたということは大きいかと思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、わかりました。 では、その他の方、よろしいですか。どうもありがとうございました。 では、4番目の「杉並区みどりの基金」の運営状況についてご質問、ご意見ございましたら。V委員。</p>
<p>V 委 員</p>	<p>みどりの基金について、私も今日帰りにお支払いしていかななくてはいけないと思っているのですが、町会の世帯数とか何かで決めているのでしょうか。私もうっかりしているのですが、平均していろいろなことはそのような町会単位で、会費制にしても何にしてもそれが主体になっているようですが、みどりさんの場合はどんな方法か、皆さんの自由意思とか何かいろいろあるようでございますけど、その辺お伺いしたいと思います。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>みどりについては、杉並区でも集めている募金がもう一つ、東京都の緑化委員会の緑化の関係ですと続けている緑の募金というのがまた町会単位でお願いしているのがあったり、このみどりの基金への寄附については、例えばみどりに関係するイベントのときに募金箱を置かせていただいたり、あるいはみどりに関する事業のときに募金をしていただいて、かわりに苗木等を配布するようなことをさせていただいたりということで主にはする一方で、みどりを増やすことに役立てていただきたいということでもいただく場合もございます。いろいろな形で例えば地域のみどりを増やすためとか、学校のみどりということでもいただくものが、多かったり少なかったりしていますけど、そんな形でございます。</p>
<p>V 委 員 会 長</p>	<p>ありがとうございました。 ほかにもございますか。 では、今後の問題ですが、これ、全体の額を増やすと、どういうふうなあり方がいいのかというようなことで絶えず検討されていると思うのですが、支出というか、どういった使い方をするのかということのも両方の側面から、大きな問題だと思います。それで、先ほどF委員から、民有地のそういう緑の管理の話がございましたけど、前から私、言っていて実現化していないのですが、どんどん高齢</p>

	<p>化していった、高木の手入れだとか何か一般区民がしにくくなってきている状況にあるというようなこともあって、そういう高木の維持管理というのをどういうふうに加えていくのかということですね。みんなそれぞれ持ち主が維持管理すべしという一つの意見もあるだろうけど、いろいろのお金の面もかかるし、それでそこから利益というか、景観的に利益をもらっている区というものもあるわけですね、公共的な財産というか。それで、ぜひ今後の選択肢の一つに高木の維持管理というのを加えていった、将来の基金に実現化されたらなと思いますので、意見として申し上げます。</p> <p>ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>では、5番目の「一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）」ということで、ご質問、ご意見をお願いします。</p> <p>L委員。</p> <p>以前にもあったと思いますが、こういう緑化計画でとてもすばらしい計画が出されたことがありました。たくさんの樹種やら草木があって、すばらしい計画が出されていたのですが、今回のこのを見ますと、ハナミズキとサザンカとヒラドツツジというのが全部そうなので、今までこういうこんなに少ないのが私がかかわって見たのでは余りなかったような気がします。</p> <p>それと、実はこれは宗教団体ですよ。別な宗教団体のお庭が杉並区にあるのですが、そこのはすごくすばらしいです。たくさんの落葉樹あり、常緑樹あり、いろいろあります。これを見たらすごい情けなくなって、計画書に対してみどり公園課が樹種がどうたらこうたらと言えないのですが、でも何かすごい寂しいというか、私の希望としてはもうちょっと考えてもらいたいし、屋上緑化にツルマンネングサを使うというのも私としては、少し植物を勉強した私としては、帰化植物なのです。屋上だからいいようなものの、それが普通の地べたにツルマンネングサがあったら、どんどん増えていった、もともと日本にあるいろいろな小さなものがだめになりかねないほどすごいのです。多摩川の河原にいっぱいあって、河原ユヌギのほうにも侵略しているような、そういう植物なので、何か工夫があったら、どうたらこうたら言えませんが、私の希望としては、何かそんな手だてがあればいいなと思いました。</p>
L 委 員	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>T委員。</p>
T 委 員	<p>中木の不足分83本が低木に置きかえられていますよね。基本的に樹木って二酸</p>

	<p>化炭素の吸収についてはやはり高木がボリュームが全然違うわけですよ。中木はまたそれに次いでボリュームがあるわけですよ。ですから、低木を幾ら本数を植えても機能しないというのがはっきりわかっていることなので、できれば中木とか高木を換算する場合は1割ぐらいとか2割程度までとか、何か規制がかけられるといいかと思うのです。必ずしも全部やっぱり規制をかけるのではなくて、できるだけそういう内規みたいな指導をされて、葉っぱのボリュームですから、そちらのほうに区としては意義があるという説明をして、なるべく中木をきちっと植えてもらう、そういう方向がやはり長い目で見て、幾ら低木があっても全体に二酸化炭素の吸収がうまくいかないと考えていますので、その辺をぜひ、少しずつ前向きにいくといいと思います。</p>
会 長	V委員。
V 委 員	<p>この建物ですが、杉並の消防署、永福消防出張所に並んで、あそこはよく防災で指導に行くのですが、聾唖学校とかがあったり、またお寺さんがとてもいい、そういう中であるのですが、今おっしゃったように、私も小さい花が多いと思っていたのですが、これはやはり完成しつついろいろまたプラスマイナスを持ちながらいくのだらうなという、そんな感じで理解しておりました。以上です。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>では、みどり公園課長、今、意見も出ましたけど、まだ時間的に間に合うんだけど、その建築主に。</p>
みどり公園課長	<p>建築主に審議会で報告したところ、いろいろご意見があったことについてお伝えをして、改善をできればお願いするように要望してまいりたいと思います。</p>
会 長	<p>こういう意見もあったと。</p>
みどり公園課長	<p>そういうことで、中木が少ない分を低木で補わないで、できればなるべくもう少し中木を植えてほしいとか、あるいは樹種をもう少し工夫してほしいとか、あるいはツルマンネングサの話もありましたので、そういったご指摘が環境清掃審議会の中で専門の委員さんからあったので、何とか改善をお願いしたいということで建築主には話をしたいと思っています。</p>
会 長	<p>今後の手だて、よろしく願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>あと、「その他」ということで、環境都市推進課長、それから清掃管理課長から皆様方に報告がありますのでよろしく願いします。はい、どうぞ。</p>
環境都市推進課長	<p>お手元に22年度の太陽光発電やソーラーシステム、太陽熱温水器、それから高</p>

<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>効率給湯器の助成のパンフレットをお配りしております。受け付けは4月5日から「広報すぎなみ」4月1日号に載ります。ホームページのほうでは既に申請書ともども掲載してございます。どうかまた一層のご利用をお願いしたいと存じます。以上です。</p> <p>どうぞ。</p> <p>お配りした杉並区の清掃事業の小冊子におきましては、毎年度つくっているものでございまして、今回ホームページ上にも同じものが載せてございます。</p> <p>中身についてですけど、ごみの量につきましては、4ページに記載してございますが、収集量については年々減っているということでございます。一番下の区民一人1日当たりのごみ量につきましても688グラムから565グラムへと、23区中一番ごみ量としては少ない量ということでございます。また、資源回収量につきましては増加しているところでございます。</p> <p>今回6ページにごみと資源の処理にかかわる経費ということで、1世帯あたりどのぐらいかかっているかとか、区民一人当たりどのぐらいの経費がかかっているかとか、数字的にこのような形でわかりやすく区民の方にお知らせをしているところでございます。</p> <p>今後につきましても、ごみ問題につきましては区民の協力なくしてはなかなか前に進まないものでございますから、こういうものを随時出していって区民の協力、ご理解を求めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、その他のその他ということで、事務局、お願ひします。</p> <p>長時間にわたりありがとうございます。最後に私から2点ほど簡単に報告をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様にご当環境清掃委員会の委員の改選について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>委員の任期につきましては、審議会条例により2年となっております。したがって、現委員である皆様方の今回の任期につきましては平成20年7月から22年6月、今年の6月までという形になるわけでございます。当然、再任を妨げるものではございませんが、今後6月、7月に向けて公募委員の募集あるいはまた関係団体への推薦依頼、こちらのほうを順次させていただきたいと思っておりますので、よろしくご承知いただきたいと存じます。これが1点。</p> <p>それと、次回の開催の日程でございますが、したがって次回が今回の任期</p>

<p>会 長</p>	<p>の最後になりますが、平成22年5月の下旬、具体的な日にちで申し上げますと5月17日の午後あるいは20日の午後、17日の午後か20日の午後を考えてございます。いかがでしょうか。会長のほうでぜひお進めいただければと思います。</p> <p>今ご紹介ありましたように次回の日程調整をやらせていただきますが、5月17日月曜日の午後か、あるいは20日の木曜日の午後ということで、皆様方のご都合をお伺いいたします。ご都合がつかない方というか、いつもと同じように挙手をお願いしたいと思いますが、17日の午後、ご都合の悪い方。</p> <p>はい、2人。</p> <p>では、20日の木曜日、ご都合の悪い方。</p> <p>4人ですか。</p> <p>では、申しわけございません、T委員とV委員、17日の月曜日が欠席予定が少なそうですので決めさせていただきたいと思います。午後2時からということでご予定のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>20分ほど予定時間を超過いたしまして申しわけございませんでしたが、第41回の環境清掃審議会、これをもって閉会といたします</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
------------	---